

東京東部低地帯の 大規模水害広域避難推進検討会報告書について

令和8年9月7日(月)

東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会
(第3回)

これまでの流れ

■第1回検討会(R7.7.11)

①検討会の設置目的・構成員 ②対処要領に係る検討事項・策定スケジュール

■第1回WG(R7.7.30)※書面開催

①対処要領の構成・記載事項 ②整理すべき個別課題の抽出

■第2回WG(R7.9.11)

①対処要領の具体的な記載内容 ②抽出した個別課題の対応方針

■第3回WG(R7.10.23)

①対処要領の素案 ②対処要領関係資料(想定タイムライン等)

■第2回検討会(R7.12.23)

対処要領の骨子

■第4回WG(R8.2.3)

①対処要領の素案 ②タクシー・ハイヤーの活用

■第5回WG(R8.8.7)

①検討会報告書の素案 ②今後の進め方



第3回検討会(本会)

検討会「報告書」について最終確認の上、成案として公表予定

第2回検討会(対処要領骨子)からの主要な変更点

【変更点1】

- 東京都の広域避難計画である「東京東部低地帯における大規模水害時広域避難対処要領(案)」をとりまとめることとしていたが、「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会」の検討成果として報告書を取りまとめることに変更

【理由】

- 「首都圏大規模水害広域避難計画モデル」を踏まえ、都の広域避難計画である「対処要領」を策定することとしていたが、策定にあたり、まずは、東京東部低地帯の実情に即して計画モデルの内容の充実を図った上で、東京都や関係自治体ごとに差異が生じないように、基本的な考え方、役割分担及び情報共有のタイミング等を示す「東京東部低地帯の大規模水害時広域避難計画モデル」を、広域避難に係る計画の策定又は改定にあたっての共通の前提としてとりまとめることが必要と思料したため。

【変更点2】

- 第2部を東京都の具体的な対応としていたが、例示に変更するとともに、「東京都の態勢」「関係機関の役割分担」「東京都の対応フロー」を削除

【理由】

- 東京都及び関係自治体の広域避難に係る計画をより実効性の高いものとするため、複数の自治体や関係機関をつなぐ役割を担う東京都の取組や手順について、「首都圏大規模水害広域避難タイムライン」における東京都の機関表をもとに例示として記載を残した。なお、都の内部的な態勢等については、報告書の性質に見合わないことから削除。

第2回検討会(対処要領骨子)からの主要な変更点

【変更点3】

- 広域避難の実効性向上に向け、広域避難に関する情報発信、避難手段の確保及び広域避難先施設の運営における東京都の役割や支援内容を具体化・追加(広域避難自治体の検討段階からのWEB会議への参加、情報発信内容・時期に関する助言)

【理由】

- 検討会及びWGでの議論を通じて、広域避難自治体のみでは対応が困難な事項について東京都が広域的な支援・調整を担う必要性が確認されたため。

【変更点4】

- 広域避難先施設へ都職員を運営補助要員として配置

【理由】

- 広域避難自治体による広域避難先施設の運営に係る要員不足への対応として、都職員の配置の枠組が整理できたため。